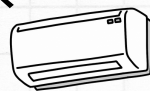


よさの住環境改善省エネ家電買い換え応援事業



一般家庭用の家電買い換えを支援します！



与謝野町では電気代等の高騰に伴う家計負担の軽減と、家庭における地球温暖化対策を推進することを目的に、省エネ家電等への買い換え費用の一部を支援します。

購入対象期間

令和6年4月1日～8月31日

申請受付期間

令和6年5月15日～9月30日

《土日・祝日除く》

補助対象者

令和6年4月1日から8月31日までに対象家電等(下記01～05)を購入された町内に住所を有する個人

※一世帯1申請です

補助金額

※対象家電01～05の対象家電総額に対して最大5万円を支援いたします(対象経費は本体価格のみ)

※工事設置運搬費、附属品の購入等は補助対象外経費

対象家電等

- ・町内の店舗で購入したものが対象
- ・省エネ基準達成率100%以上の家庭用電気機械器具が対象

01 冷蔵庫・冷凍庫

02 LED照明器具

03 テレビ

04 エアコン

※エアコンについては旧基準(目標年度2010年)の省エネ基準達成製品も対象

05 LED電球



対象製品情報サイト
こちらから検索してください

対象家電01～04

町内に本社・本店のある店舗から購入の場合

補助率：対象経費の3分の1(百円未満切り捨て)

補助上限額：5万円

町内に本社・本店がない町内店舗から購入の場合

補助率：対象経費の6分の1(百円未満切り捨て)

補助上限額：2万5千円

対象家電05

補助率：対象経費の2分の1(百円未満切り捨て)

補助上限額：1万円

その他

申請受付期間内でも申込数・交付申請額が予算枠に達した時点で申請受付は終了といたします

予算枠に達しない場合は2次募集を行うことがあります

お問合せ先・申請先



農林環境課 地球温暖化対策室 加悦庁舎 2階 TEL:43-9023

産業観光課 商工振興係

本庁舎 1階 TEL:43-9012



与謝野町ホームページ

※必要書類を揃えていただき、上記まで申請してください。

補助金申請まるわかり Q&A

Q1

対象家電等の省エネ基準達成率とは何ですか？

省エネ基準達成率とは省エネ法に基づいて定められた製品で目標基準値をどのくらい達成しているのか“%”（パーセント）で表したものです。購入を検討している製品の省エネ達成基準率については、店舗・製品カタログ・省エネ型製品情報サイトでご確認ください。

対象製品情報サイト
こちらのQRコードから
検索してください



Q2

対象家電等を買換える店舗に条件はありますか？

対象店舗は与謝野町内に所在する店舗です。領収書に記載される住所が与謝野町内である必要があり、インターネットや通販での購入は対象外です。

Q3

複数店舗で対象製品を購入した場合、どのように申請すればいいですか？

別々に申請するのではなく、1つの申請書に購入した対象家電・購入店舗等の必要事項をすべて記入し、添付書類と一緒に申請してください。申請は窓口を持参もしくはPDFにしてオンライン申請してください。

※一世帯1申請としています。

Q4

世帯主でなくても申請できますか？

申請書に記載する申請者名は「世帯主」とします。
また、補助金の振込先も世帯主名義とします。

Q5

与謝野町に引っ越してきました。
住民登録前の購入は対象になりますか？

住民登録前の購入でも、購入日が令和6年4月1日以降であり、交付申請日時点で補助対象者要件を満たしていれば申請できます。

Q6

補助金申請は申請受付期間内に行えば大丈夫でしょうか？

8月31日までの購入期間とし、9月30日までの申請受付期間としていますが、受付期間内でも申込みが予算枠に達した時点で受付を終了します。予算枠を超えた当該日の申請は受付します。ただし、受付期間内までに予算枠が達しない場合は2次募集を行うことがあります。申請状況は随時、HPで公開予定です。

Q7

申請にはどのような書類が必要ですか？

申請には次の書類が必要になります。

- ① 補助金交付申請書
- ② 領収書の写し
※明細がわかるものを添付すること
- ③ 製造事業者が発行する保証書の写し
- ④ 家電リサイクル券(排出者控)の写し
※冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、エアコンのみ
- ⑤ 買い換えによる購入であることが確認できる設置前後の写真
※LED照明器具の場合のみ

【注意事項】

- ②～④はすべて申請者名と同一の名前が記載されたものをご提出ください。
- ②についてレシートタイプの領収書の場合、申請者氏名の記載の有無を問いません。

※申請いただいた書類はお返しすることができません。
また、役場でコピー等の対応は致しませんので、各自コピーして「写し」を提出してください。

申請方法

- ① 受付窓口を持参
農林環境課(加悦庁舎2階)又は産業観光課(本庁舎1階)
- ② オンライン申請
京都市府市町村共同オンラインシステム
(右QR参照)にて申請してください。
※必要書類をまとめてPDFにして申請してください。



申請用紙等について

農林環境課、産業観光課及び野田川庁舎の住民税務課窓口で配架しています。
また、与謝野町ホームページから様式等をダウンロードすることもできます。

その他、詳しいことはホームページをご覧ください。